

## 国立大学法人京都工芸繊維大学財務基本方針

〔令和6年10月22日  
役員会決定〕

### はじめに

国立大学法人は、国から運営費交付金等が措置されて運営を行う機関であるが、現下の厳しい財政状況の下、運営費交付金等の増額に過度の期待はできないことから、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）においては、管理的経費の節減を図り、教育研究の質の維持・向上や本学の強み・特色を更に伸張させる戦略的取組に係る必要経費を確保するとともに、自己収入の増加や外部資金の獲得に努めるなど、これまで以上にコスト意識をもって、「人・物・予算・施設利用」等の戦略的な資源配分を行っていく必要があり、また社会に対して本学の財政運営について説明していく必要がある。

このような状況において、本学は、大学の理念において、京都発の先鋭的な国際的工科系大学 KYOTO Institute of Technology として、「ART×SCIENCE」「LOCAL×GLOBAL」「TRADITION×INNOVATION」により、これまでにない新しい発想や価値の創造を実現することを掲げている。

この大学の理念を実現するため、財政基盤の安定・管理的経費の抑制・資産の有効活用を図ることにより、必要な経費を確保し、戦略的・効果的な予算編成を行うことが必要であることから、これらの基本的な方針として財務基本方針を定めることとする。

なお、国の諸制度の改正や国立大学法人運営費交付金配分ルール等の変更が行われた場合、本基本方針についても随時見直しを図ることとする。

### 1. 基本的考え方

大学の理念の実現に向けて、学長のリーダーシップのもと、必要な財源の確保に努めた上で、管理的経費の節減を図りつつ、教育研究の質を維持・向上するための基盤的経費及び安全管理に係る経費を確保し、また「知」の拠点機能の更なる強化に資する戦略的取組への重点化を図ることを基本とする。

なお、厳しい財政状況の中、自主的・自律的な大学運営を行うため、自己収入や外部資金の増収による収入構造の改善に努める。

### 2. 財政基盤の安定

#### (1) 学生納付金等の収納

大学運営に必要な財源を安定的に確保するため、学生納付金等の自己収入の的確な収納に努める。

なお、授業料、入学料及び検定料については、原則、国の標準額と同額とする。

また、学部及び研究科における学生収容数については、国立大学の学部における定員超過の抑制方針に基づき適正な管理に努める。

## (2) 外部教育研究資金及び寄附金の獲得

- ① 教育研究の充実・活性化を図るため、産学公連携推進センター等と連携し、科学研究費助成事業等の各種競争的資金や民間企業等との受託研究、共同研究の獲得を促進できるよう、教員のインセンティブが高揚するような仕組みを構築するとともに、産学官連携コーディネーターやURA（リサーチ・アドミニストレーター）の適正配置など、外部資金獲得促進に係る体制を強化する。
- ② 地域産業界との連携強化を図り、地元企業等との定期的な情報交換・意見交換やセミナー等の実施により、寄附金等の外部資金の獲得を支援する。
- ③ 教員への奨学寄附金とは別に、学生への財政的支援や学習環境の整備など、魅力ある大学づくりのため、教育研究活動を支える財政基盤としての大学基金の充実に努める。

## (3) 自己収入の安定的確保

- ① 地域社会との連携強化及び教育研究成果の還元の見地から、公開講座の開催や社会人の再教育を積極的に行うことにより、自己収入を安定的に確保する。
- ② 独創的・先進的な研究成果を社会に還元し、イノベーション創出を加速させる見地から、産業界等との連携を図り、知的財産の活用による収入を安定的に確保する。
- ③ 資産の有効活用を促進する見地から、産業界をはじめとした学外への施設・設備の貸出しを積極的に行い、利用料による収入を安定的に確保する。
- ④ 美術工芸資料館の企画展開催、所蔵品の貸出し及びミュージアムグッズの販売、ショウジョウバエ遺伝資源センターの資源分譲等、本学特有の教育研究リソースの還元により、自己収入を安定的に確保する。

## 3. 経費の抑制

### (1) 人件費改革の取組

国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針を踏まえ、事業経費に対する人件費率の低減に努めるとともに、人件費総額を適正規模に抑制するよう配慮する。

### (2) 管理的経費の削減

- ① 事務マネジメントシステムの運用により、事務業務の効率化・合理化を推進し、管理的経費の削減を促進する。
- ② 財務情報の分析結果を活用し、予算配分への反映を行うとともに、年度途中のモニタリングを実施し、効率的な予算執行を行うことにより、管理的経費の削減を促進する。
- ③ 調達方法の見直し等を行うことにより、管理的経費の削減を促進する。

#### 4. 資産（施設・設備及び資金）の有効活用

- ① 時限的な研究プロジェクトを推進するため、大学共同利用スペースの効率的な利用を促進するとともに、設備の有効活用を促進するため、設備利用の受益者負担を適正化する。また、施設・設備利用に係る学内外へのチャージ（課金）制の導入・拡大などにより、施設・設備を効果的・効率的に運用する。
- ② 知の拠点である国立大学の施設・設備は、公共性のある資産であることに鑑み、自治体や連携大学との事業を推進するため、施設・設備の共同利用を行う。
- ③ 資金計画に基づく適切な運用を実施し、その運用益をキャンパス施設の改善、学生支援、国際交流などに活用する。

#### 5. 積立金

積立金については、中期目標期間（6年間）中に重点的な投資が必要な事業がある場合に、各年度計画的な積み立てを行う。

#### 6. 予算編成

予算編成に当たっては、中期目標・中期計画の確実な達成に向けて適切かつ効果的な予算編成を行うことを基本とし、本基本方針に沿って各年度に作成する予算実施計画書により予算を編成する。併せて、これまでの投資状況、業務運営状況等を適切に評価し、P D C Aサイクルを実効あるものにする努力を継続するとともに、魅力ある大学づくりに向けて新たに実施を予定する事業計画等にも十分配慮しつつ適正規模の予算を確保する。

なお、各年度、全ての事業等において、ゼロベースから見直しを行い、必要な事業等においても可能な限りコスト削減を図った上で、本学の機能強化促進に向けた戦略的取組に係る予算への重点化を図る。

さらに、年度途中において財務状況のモニタリングを実施し、事業経費等を精査することにより、効果的かつ弾力的な配分を行う。また、予算の重点事項等については、予算実施計画書において、構成員に周知する。